

八王子市みどりの基本計画改定版
(素案たたき台)

令和元年（2019年）6月

八王子市

※ 数値は、暫定値となります。

また現在集計中のものは記載していません。

<目次>

第1章	計画の基本的事項	
1	八王子みどりの基本計画とは	1
	(1) 「みどりの基本計画」とは	1
	(2) 改定の趣旨	1
	(3) 計画の位置付け	2
	(4) 計画の期間	2
	(5) 本計画の“みどり”とは	3
2	みどりの機能	4
第2章	みどりの現状と課題	
1	八王子市の概要	7
2	前計画からの課題	8
	(1) 前計画の目標	8
	(2) 主な成果と課題	10
3	みどりに関わる社会情勢など	13
	(1) 社会情勢への対応	12
	(2) 自然環境問題への対応	14
4	国等の方向性	16
5	市民意見	18
6	計画改定の考え方	20
第3章	みどりの基本計画	
1	基本理念	21
2	みどりの将来像	21
3	基本方針	23
4	計画の目標	24
5	施策の構成	25
6	リーディング・プロジェクト	
7	個別施策	
第4章	地域別の行動方針	
1	中央地域	
2	北部地域	
3	西部地域	
4	西南部地域	
5	東南部地域	
6	東部地域	
第5章	計画の推進	
	資料編	

第1章 計画の基本的事項

1 八王子みどりの基本計画とは

(1) 「みどりの基本計画」とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本計画」で、「緑地の保全及び緑化の推進」、「都市公園の整備及び管理の方針」、「生産緑地地区内の緑地の保全」などの事項を総合的かつ計画的に実施するための緑とオープンスペース*に関する総合計画です。

「八王子市みどりの基本計画」は、上記事項を踏まえて八王子市が策定する計画で、みどりに関する各種施策を総合的・体系的に取りまとめています。

この計画に基づき、市内のみどりの保全、緑化の推進及び都市公園の整備や管理などを図ることで、みどりを活かした豊かなまちづくりの推進を目的としています。

(2) 改定の趣旨

八王子市の豊かなみどりは、市民共有の財産であり、私たちの生活を支えている基盤のひとつとなっています。定住意向のある市民の65%以上が、自然の豊かさを定住したい理由にあげており、自然環境の重要な要素であるみどりを確保し、次世代に継承していくことは、私たちの重大な責務となっています。さらに、みどりの持つ様々な機能について十分理解し、その機能を高めていくことも急務となっています。

「八王子市みどりの基本計画」は、平成22年（2010年）に策定され、策定から10年が経過しました。その間、市の上位・関連計画の策定や改定、本市の人口やみどりを取り巻く状況、市民ニーズなどの変化が起きました。さらに都市緑地法等の法制度の改定を踏まえる必要などから改定を行いました。

これまでは、経済成長や人口増加等を背景とした「みどりの量」の整備を急ぐ時代であり、保全した緑地面積の拡大や都市公園の整備など、みどりの「量の確保」に重視した施策を行ってきました。しかしそれらみどりの適正な管理や活用の不足、みどりの管理のための多様な主体との連携など新たな課題も発生しています。国においても社会の成熟化、都市インフラの一定の整備等の社会状況の変化を背景に、これからはみどりの量の確保だけを重視する時代ではなく、みどりが持つ多機能性を引き出す時代との方向性を示しています。

そこで本計画では「みどりの環境調和都市」の実現を目指し、みどりの質の向上や量の確保、パートナーづくりを推進するための基本方針を定めました。この計画を推進するためには、市民・事業者・行政のそれぞれが共通した現状認識を持ち、地域の特性に応じたあるべき姿、取り組みの方向性を共有しながら施策を実行することが必要です。今後も、みどりの質の向上としてみどりが持つ機能に配慮した取り組みを行うとともに、市民・事業者との協働によるみどりの保全や管理を進めます。

*緑とオープンスペース：国土交通省による「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開（H28.5）」において、「都市公園、都市公園以外の公共施設緑地（河川緑地、街路樹、市民農園、庁舎・公営住宅等の植栽地）、民間施設緑地（公開空地、民間施設の屋上緑化等）、法律や条例等により保全されている地域性緑地（特別緑地保全地区、生産緑地地区、市民緑地、協定による緑地の保全地区等）を包括する概念として位置づけ」として定義しています。

(3) 計画の位置付け

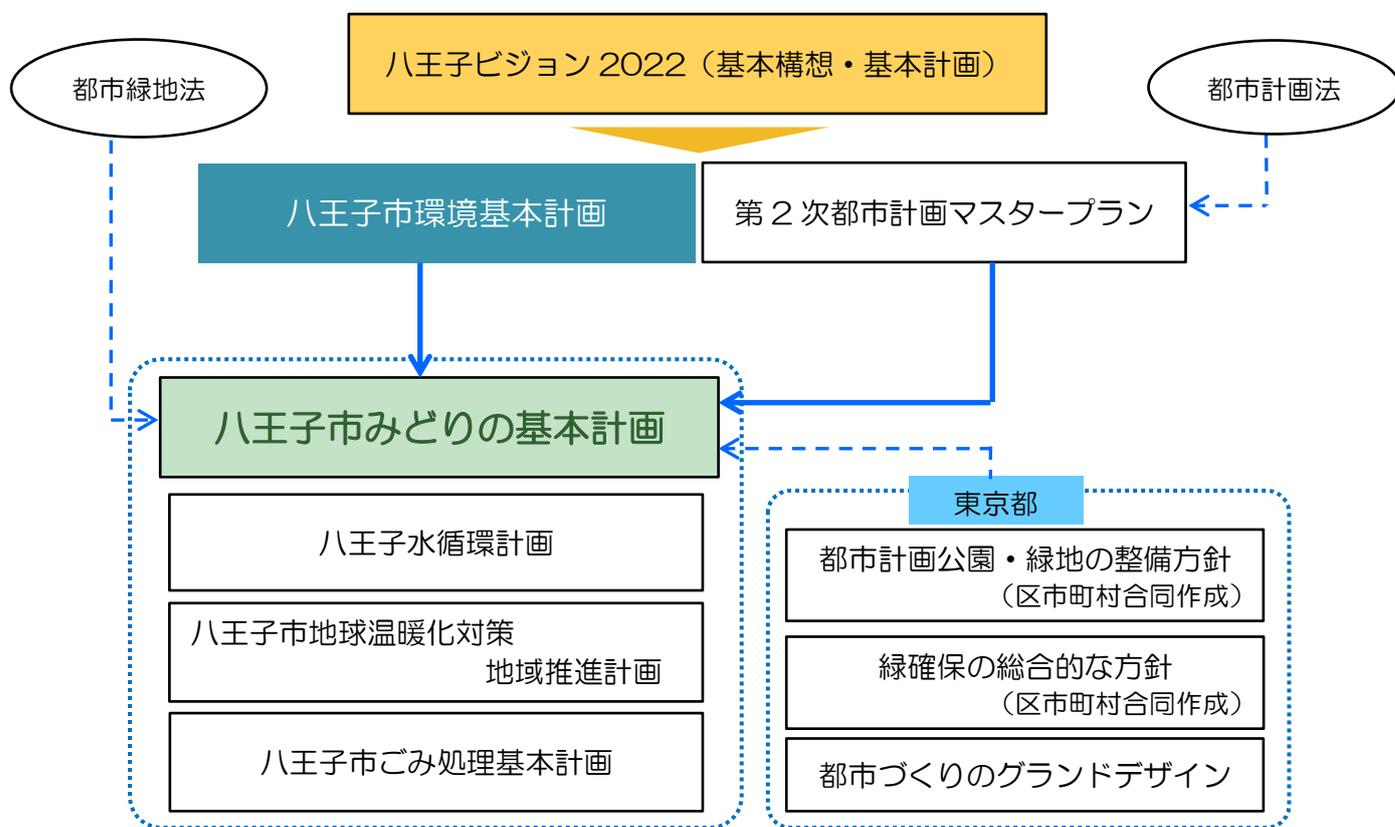
本計画には、調和・整合を図るべき上位計画として、「八王子市環境基本計画」、「八王子市第2次都市計画マスタープラン」があります。

また八王子市環境基本計画と連携を図るべき関連計画として、「八王子市水循環計画」、「八王子市地球温暖化対策地域推進計画」、「八王子市ごみ処理基本計画」があります。

その他東京都と区市町が合同で策定した、公園・緑地についての「都市計画公園・緑地の整備方針」やみどりを確保するための「緑確保の総合的な方針」と整合を図る必要があります。

上位計画における主なキーワード

「市民と行政の協働」、「地域コミュニティ活動の活性化」、「子供が健やかに育つ地域づくり」
 「災害に強い都市基盤整備」、「人と自然が共生したまちづくり」、「豊かな自然の次世代への継承」



(4) 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とします。なお、社会情勢の変化や計画の進捗に状況等に合わせて、必要に応じて見直しを行うこととします。

(5) 本計画の“みどり”とは

本計画では、「みどり」は樹木や草花などを指すだけでなく、下記の多様な意味を総合した広義の『自然的空間』や『オープンスペース』と定義しています。

- ① 自然の動植物などの生き物・まちにうるおいを与える木々や花など
- ② 生き物相互あるいは地形・土壌・水・大気・気象・人為など周囲との関係の上に成立している生態系
- ③ 公園・森林・農地・水辺地などの緑被地やオープンスペース
- ④ レクリエーション、防災、大気汚染や騒音の防止、水質の浄化、気象の緩和などの機能を持つ空間
- ⑤ 快適さ・美観・愛着・八王子らしさなどの人の意識や生活と関わる景観

写真 or イラスト

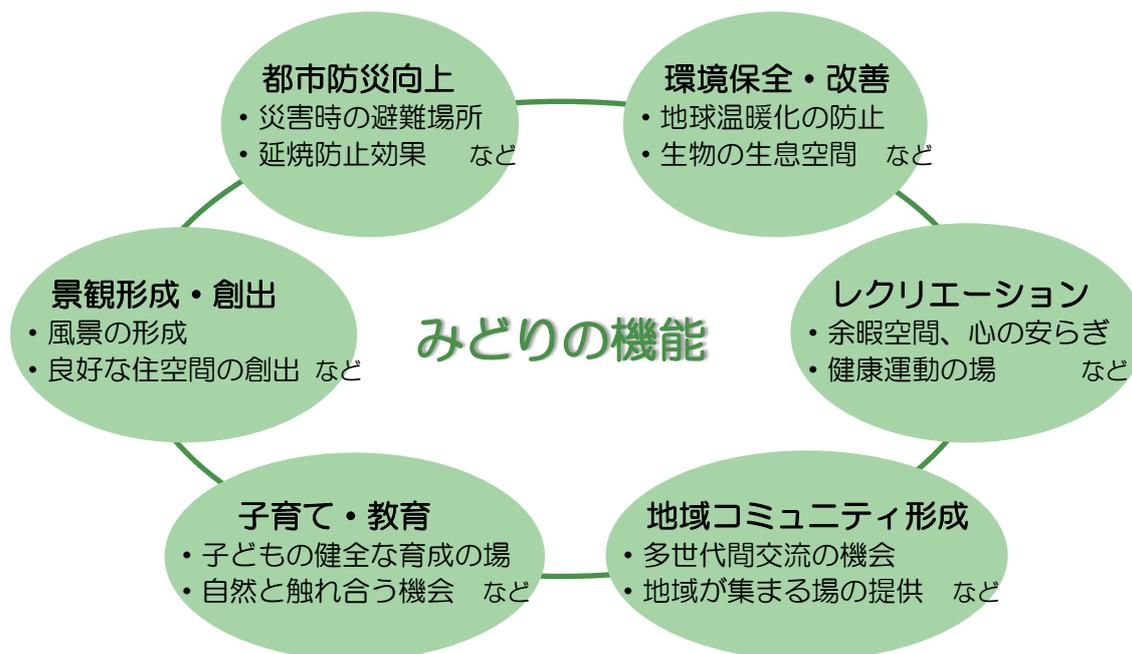
参考) 代替案

「樹木や草花のほか、樹林地、草地、公園、農地、水辺地などとそれらが一体となって構成されている自然的環境や人との関わりを含めた自然的環境」

2 みどりの機能

みどりは、大気の浄化や二酸化炭素の吸収などそれ自体が持つ機能のほかに社会生活と深い関わり合いの中で形成される機能など、多面的で複合的な機能を多く有しています。これら機能は我々の生活や生き物の生存のための基盤となるだけでなく、生活の質（QOL）の向上や都市の魅力を高めるなどまちづくりにも欠かせない要素となっています。

本計画では多種多様なみどりの機能を大きく以下の図のように整理しました。



① 環境保全・改善

まちなかの植物は、水分の蒸発や日かげをつくるなどにより、高温化を和らげます。また河川や樹林地に沿って涼しい風が運ばれるなど、都市のヒートアイランド現象を緩和する効果があります。さらに植物は二酸化炭素吸収源であることから地球温暖化の軽減の観点からも重要です。

また雨水を蓄える機能や地下水の水量調整する機能により健全な水の循環に役立っています。

森林、里山、河川、田畑など多様な自然環境は様々な生き物の生息・生育環境の基盤となっており生物多様性を確保する上で非常に重要な役割があります。



② 都市防災向上

みどりは震災などの非常時には避難場所や復旧活動の拠点として活用されます。また公園や農地などのまとまったスペースや植栽帯は火災の延焼防止に役立ちます。さらに農地にある井戸を利用することで災害時における被害の軽減にも役立ちます。

写真

③ レクリエーション

みどりは運動やスポーツの場を提供することで、市民の健康の維持や増進に寄与します。

また散歩やお花見など様々な余暇活動を通じた心身のやすらぎやリフレッシュをもたらしてくれます。

さらに特徴あるみどりは地域の観光としても重要な資源となります。



上柚木公園

④ 景観形成・創出

人の生活や歴史と一体となって形成されるみどりは都市の景観を特徴づけます。また季節を感じる事ができるみどりやみどりによる美しい街並みはまちの印象を向上させる効果があります。

さらに地域のシンボルとなるみどりは地域の賑わいの向上にも貢献します。



八王子景観100選（甲州街道のイチヨウ並木）

⑤ 地域コミュニティ形成

みどりは日ごろからのコミュニケーションの場となることで地域のコミュニティ形成に寄与します。

さらにみどりを利用したお祭りや催し事、ボランティアによる維持管理活動は地域住民の交流活性化や新たなコミュニティの形成にも寄与します。

また地域の共有財産を通じた交流により、地域への愛着や地域の活動が活発になることによる防犯性の向上にも役立ちます。



みどりの活動を通じた交流

⑥ 子育て・教育

みどりは子どもの遊び場や身体を動かす場となります。さらに自然体験が豊富な子どもほど自律性・協調性が備わる傾向があるなど子どもの健全な育成に寄与します。

また環境教育、環境学習など自然と触れ合い体験しながら学ぶことのできる場を提供することで次世代を担う子どもたちのための貴重な学習の場としての役割を發揮します。



環境学習

このようにみどりは多様な機能を持っており、持続可能な社会の形成に寄与する「グリーンインフラ」として位置付けられます。

またみどりは平常時にはレクリエーションや子育ての場として活用できるものが災害時には避難場所として活用されるなど、多様な機能を同時に發揮できることが最大の利点です。さらに里山を管理することにより生物多様性が豊かになり、その結果環境教育の場としての価値が向上するといった人の利活用による価値向上の相乗効果もあります。

今後の緑とオープンスペース政策ではこれらの機能を地域の実情に応じて、より効果的に發揮させることが求められます。

第2章 みどりの現状と課題

1 八王子市の概要

(1) 位置・地勢

八王子市は東京都の西部に位置しており、面積は18,638haです。

地形は、山地、丘陵、台地、低地の4つに大きく分類されます。西には高尾山や陣馬山に代表される山々が連なっており、山地からは複数の丘陵が東に伸びています。丘陵地帯に囲まれるように市街地が形成されていることが本市特有の自然的景観の一つとなっています。

また丘陵の間を中小の河川が東へ向かって流れ、市内には18の一級河川があります。河川沿いには段丘が形成されています。

(2) 人口動態

国勢調査によると、本市の人口は昭和40年では207,753人でしたが、市郊外の丘陵を中心に宅地開発が行われ、さらに昭和50年代には多摩ニュータウンの入居が始まったことから人口が急増し、平成22年には580,053人となりました。その後平成27年調査では577,513人となりました。

シミュレーションによる人口の推計では、今後10年で総人口は約4～6%減少する一方、老年人口の割合は2～3%増加すると想定されています。

本市の特徴として、大学が多いため18～23歳の若い世代が多いこと、また地域によって人口の推移が異なることが挙げられます。



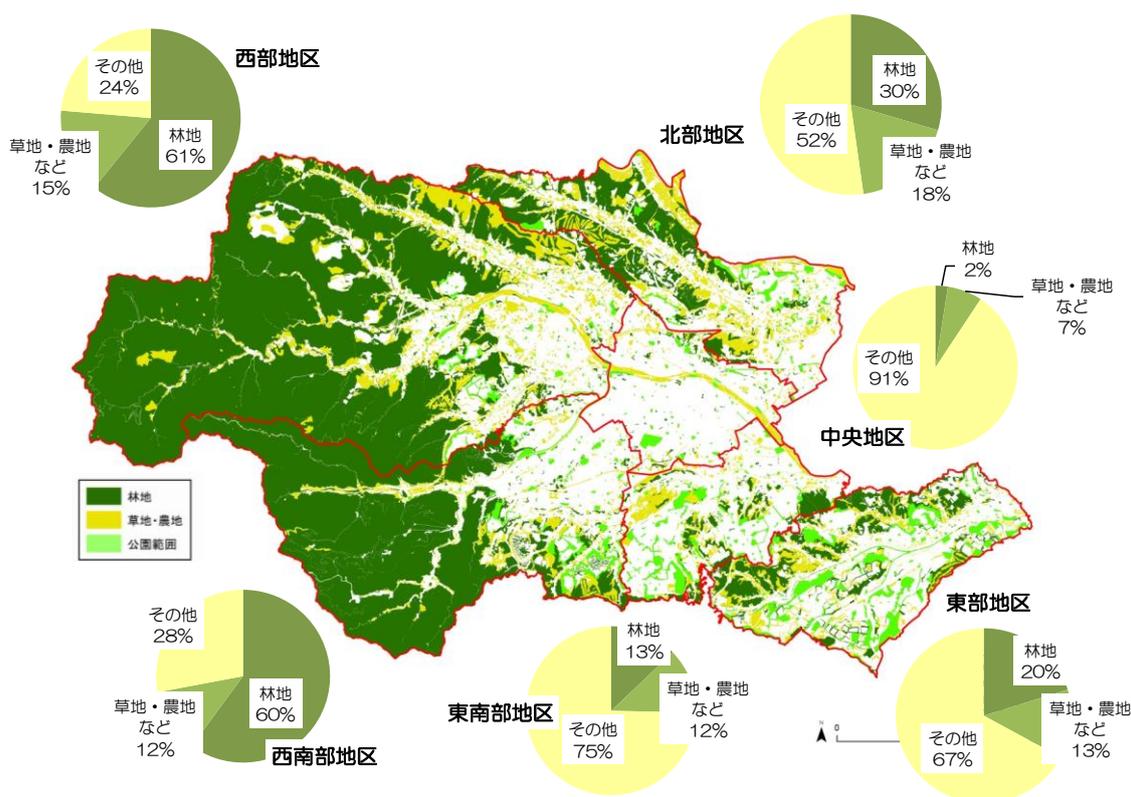
出典：八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成30年度改定版）

2 前計画からの課題

(1) 前計画の目標

① 緑被率

緑被率はある区域における緑に覆われた面積の占める割合のことで、緑の量を把握するための指標として用いられます。緑には、林地、草地・農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、公園の緑、街路樹などが含まれます。

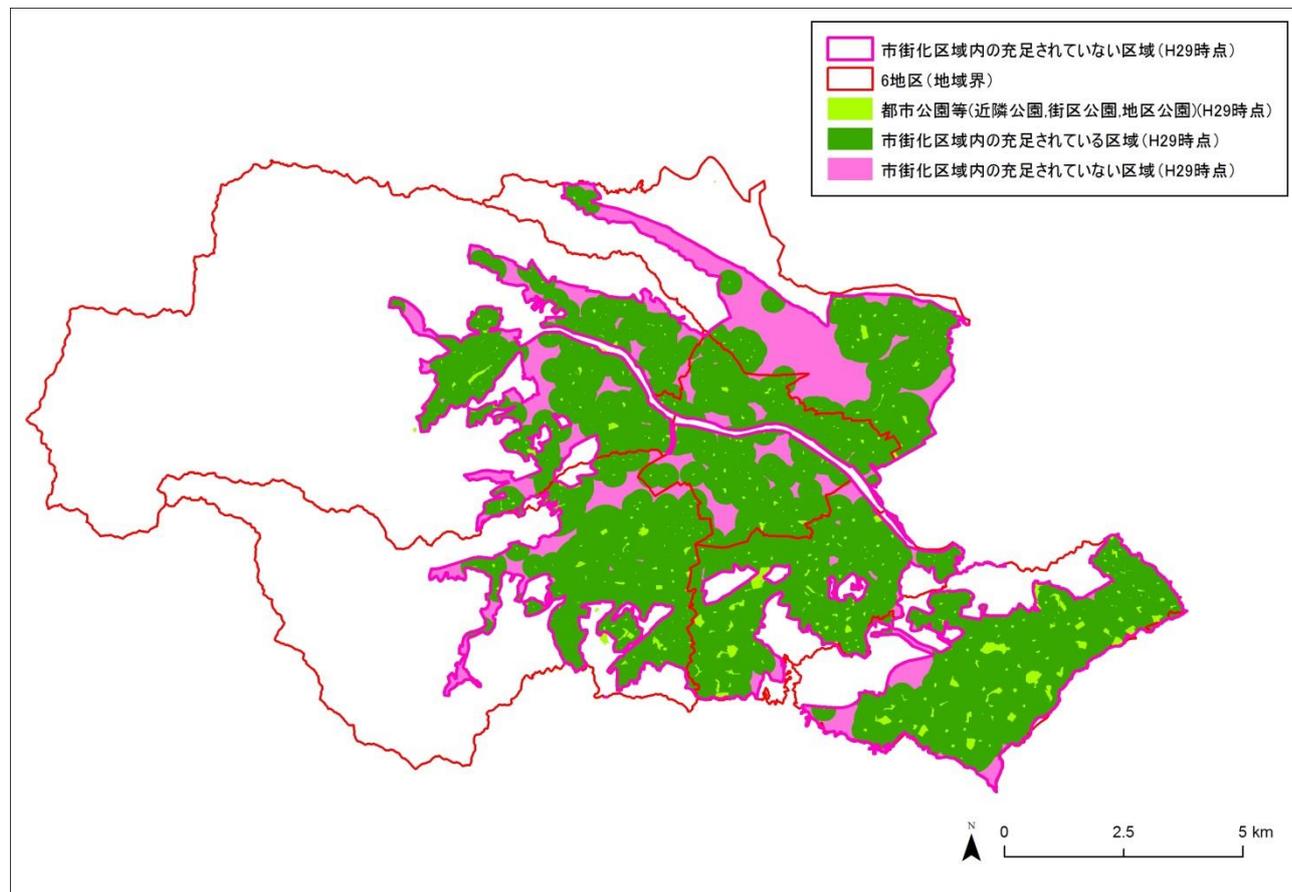


市内の緑被の状況（平成29年度）

	平成19年度 (2007年度)	目標	平成29年度 (2018年度)	増減結果
緑被率	61.0%	現在の水準を確保	58.4%	 マイナス2.6%

② 公園の充足率

市内には930か所（平成30年度）の都市公園などが存在します。都市公園はその規模と役割によって、誘致距離が定められており街区公園が250m、近隣公園が500m、地区公園が1km となっています。この範囲内は、各公園の誘致圏とみなせるものであることから、市街化区域内の誘致圏を示すことによって、公園の充足の状況を明らかにすることができます。



都市公園の誘致圏（平成29年度）

	平成21年度 (2009年度)	目標	平成29年度 (2018年度)	増減結果
公園充足率	81.2%	90%	84.0%	 プラス3.8%

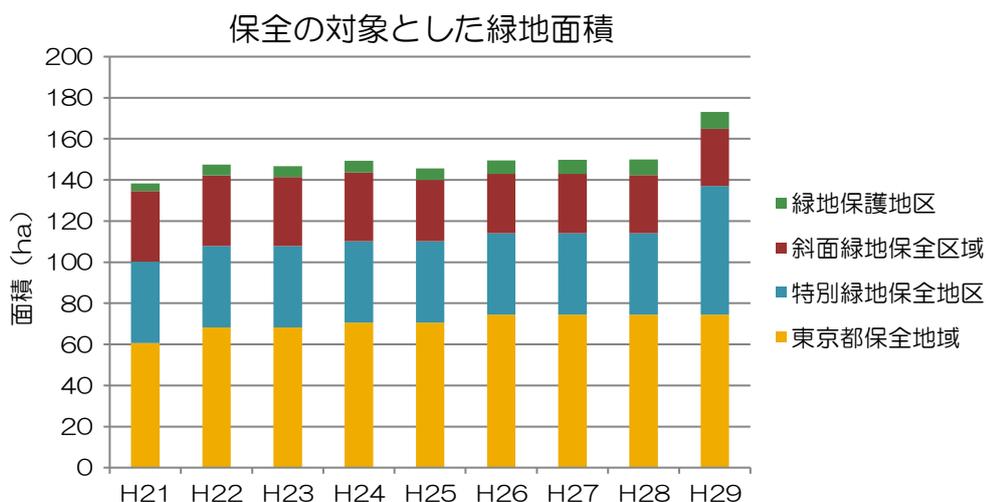
都市公園：都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地、国が整備した国営公園の他、緩衝緑地、緑道、墓園など様々な種類の公園の総称です。

(2) 主な成果と課題

平成22年(2010年)の計画策定以降、基本理念「みどりを市民・事業者・行政の協働により次世代に継承する」のもと様々な取り組みを推進してきました。ここでは取り組みの成果を踏まえた主な課題を整理しました。

① 前計画での主な成果

○貴重なみどりを保全するため、緑地の公有化や民有樹林を斜面緑地保全区域に指定するなどの取り組みにより、保全した樹林地面積は計画当初から35ha(H29年度末)拡大しました。



○特に貴重な樹林地は特別緑地保全地区に指定し、貴重な自然環境の保全に努めました。(Oha 指定)



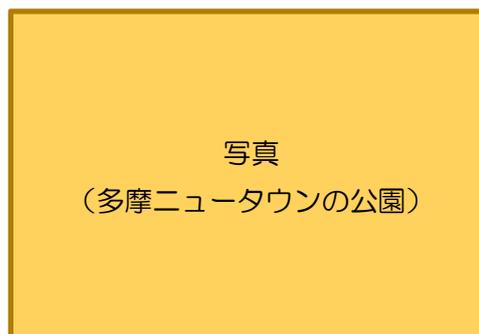
上川の里特別緑地保全地区



金比羅特別緑地保全地区

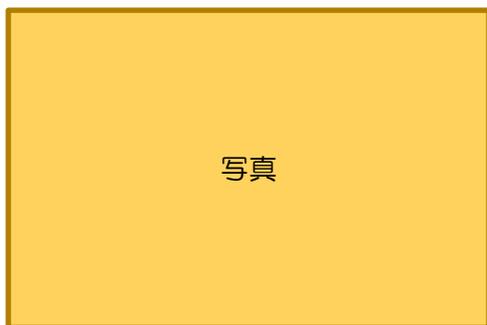
○公園の新規整備により市民の憩いの場を増やし
計画当初から○か所の公園を増設しました。

○多摩ニュータウン開発に際して公園・緑地を
整備することで、失われるみどりの保全と
快適な住環境の形成に寄与しました。



○湧水のある公園ではその特性を活かした整備を行いました（○か所）。

○生産緑地地区の指定（○地区）により農地の保全に努めました。



写真

湧水拠点の整備（六本杉公園）



写真（農地）

農地の保全

○本市の玄関口となる JR 八王子駅前の「みどりの空間」の維持管理を市民ボランティアと協力して推進しました。

○みどりに関わる人材の育成を、里山サポーター育成講座やはちおうじ農業塾など、地域特性に応じて行いました。

○みどりの維持管理を市民と協力して行い、公園アドプト団体数は計画当初の 227 団体から 273 団体に増加しました。また水辺の見護り制度を創出し、22 団体に増加しました。

○環境教育、環境学習を里山、農地、河川など多様な環境で実施し、子どもたちがみどりを学べる機会を創出しました。また企業や地元住民と連携して実施することで活動の充実に努めました。

○市制 100 周年の中心的事業として第 34 回全国都市緑化はちおうじフェアを開催しました。市民の緑化についての意識醸成を図り、学びの場を創出しました。



ボランティアによる駅前花壇の維持活動



里山サポーター育成講座



八王子浅川水辺の楽校



全国都市緑化はちおうじフェア

② 今後取り組むべき主な課題

◆ ストックされたみどりへの対応

- 特別緑地保全地区の面積や公園数は増加しましたが、ストックされたみどりを十分に活用できていないのが現状です。そのため、これまで確保したみどりを有効に活用することが望まれます。
- ストックされた全てのみどりを一斉に活用や整備を行っていくことは困難なため、それらを推進する拠点となるみどりの選定が必要です。
- 公園や緑地、河川などのみどりを適切に維持管理及び更新する必要があります。その際には安全性や生物多様性などに配慮して行うことが求められます。

◆ 減少するみどりへの対応

- 各施策により樹林地が保全される一方で、緑被率や農地面積は減少しました。そのため今後も様々な制度によるみどりの確保や創出が必要です。
- みどりの創出を行う際には、良好な景観形成などみどりの機能を重視した創出が必要です。
- 公園の整備は着実に進みましたが、市の条例に基づく「市民一人あたりの公園面積（12.5 m²/人）」には及んでいません（0m²/人 平成31年3月）。
- 地域によってみどりの量に大きな偏在があります。特に人口密度の高い中央地域は緑被率（9.3%）、一人あたりの公園面積（0m²/人）と市内で最も少ない状況です。
- 生産緑地地区は年々減少傾向で、2022年には指定期間の満了による減少が予想されます。

◆ 多様な主体との連携のさらなる推進

- 本市では市民の皆様との協働によって維持されているみどりが数多くあります。今後は高齢化などによって参加者の減少が推測されるため、協働のすそ野を広げるための取り組みが必要です。
- 主体的に取り組む人材を育てるためには、多くの市民がみどりの活動に参加するためのきっかけを作ることが必要です。またこの取り組みを市民ニーズに合わせて進めることが重要です。
- 緑化フェアで向上させた市民の緑化の意識を継続させる取り組みが求められます。
- 計画期間を越えてみどりを将来に引き継ぐためには、子どもたちがみどりに触れ、知り、好きになることが重要です。そのため環境教育・環境学習の一層の取り組み推進が必要です。

3 みどりに関わる社会情勢など

(1) 社会情勢への対応

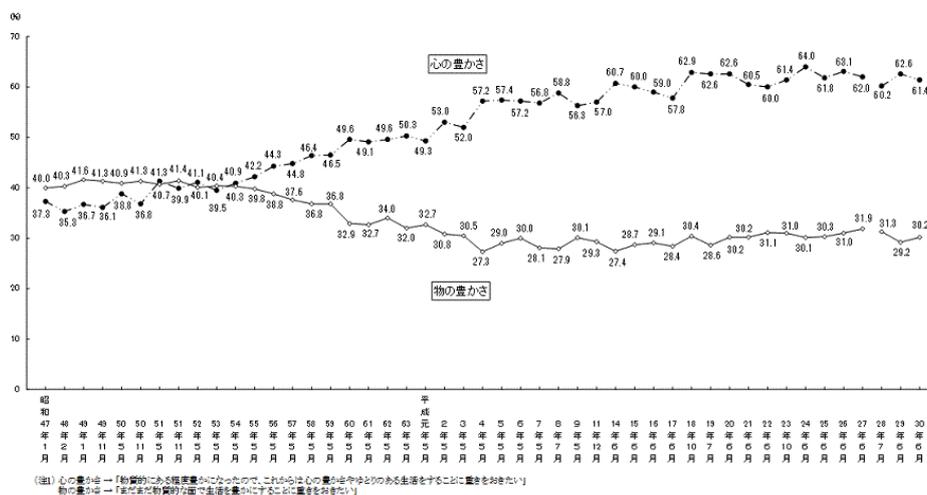
① 少子高齢化・人口減少社会の進行

今後の人口減少によって、地域における人のつながりが失われ、地域コミュニティの希薄化などが懸念されます。そのため地域の人たちが活動して、コミュニティが活性化する場としてみどりの活用が必要となってきます。加えて少子高齢化に対応した公園の整備や民有林所有者の高齢化などによる管理対策なども求められます。

また「高齢者の経済・生活環境に関する調査」(内閣府 H28)では住んでいる地域での社会的活動(貢献活動)状況において、「特に活動していない」が約7割を占めています。今後の社会において高齢者が活躍できる場としてみどりが活用されることも期待されます。

② ライフサイクル・価値観の多様化

「国民生活に関する世論調査」(内閣府 H30)において今後の生活において重視することとして「物質的な面で生活を豊かにする」より「心の豊かさやゆとりのある生活をする」割合が高まっています。そのためこれからの成熟社会においては、みどりの活用による市民生活の質(QOL)の向上や余暇生活へのニーズに貢献する必要があります。



(「国民生活に関する世論調査」H30年 内閣府)

③ 社会インフラの老朽化

我が国の社会資本は高度経済成長期に集中的に整備されました。そのため社会資本整備が直面する課題として「加速するインフラ老朽化」が第4次社会資本整備重点計画(国土交通省 H27)で指摘されています。

本市においても、都市公園のうち約4割が平成元年度から平成10年度に整備されました。そのため安全管理や効率的な維持管理が求められます。

(2) 自然環境問題への対応

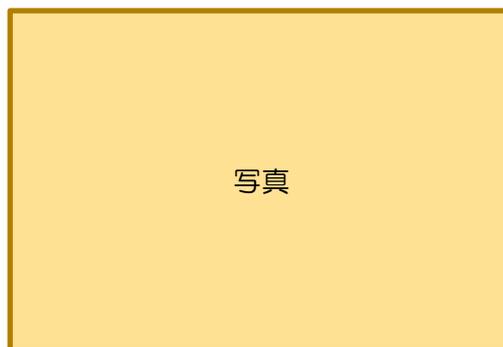
① 自然災害への対応

都市において緑とオープンスペースは「災害時の避難の場」、「火災、爆発による災害の緩和、防止」、「災害対策の拠点」、「自然災害の緩和、防止」、「防災教育の場」などの役割を有するとされています。

平成7年(1995年)に発生した阪神淡路大震災では街路樹や生け垣、都市公園が延焼の遅延、防止に役立ち、火災による被害を軽減させたことが報告されています。平成23年(2011年)に発生した東日本大震災では、緑とオープンスペースは災害発生時の避難場所だけでなく、避難生活の場や復旧・復興支援のためとしての機能を発揮しました。また東京においては帰宅困難者の一時滞在や休憩所等に利用されました。(H29 国土交通省)

さらに緑とオープンスペースは水害や土砂災害への対策としても有効に機能し得ることが報告されています。

本市においても今後発生が予測される首都直下地震や近年頻発している集中豪雨などの自然災害への対応策として、みどりの重要性が高まっており対応が求められます。



② 地球温暖化の進行

気候変動による地球温暖化の進行によって局地的な集中豪雨の発生、台風の大規模化、猛暑日の増加など、自然災害の脅威が高まり、市民の暮らしに大きな影響が生じることが考えられます。

気候変動への対応として、平成28年(2016年)に策定された地球温暖化対策計画では都市における緑地や農地の保全などにより熱環境の改善を通じた都市の低炭素化を推進することが示されており、本市においてもみどりの保全や創出などの取組推進が重要となっています。

コラム

(地球温暖化適応策)

③ 生物多様性の保全

「生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」は地球上の生き物の約 100 万種が存続を脅かされていると警告しており、生物多様性の保全が急務となっています。

生物多様性国家戦略 2012-2020 では生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた課題として、生物多様性の社会への浸透や重点的に保全すべき里地里山を明らかにするなど人口減少等を踏まえた国土の保全管理を挙げています。また緑の基本計画に生物多様性確保の視点を反映するため、平成 23 年に都市緑地法運用指針を改正し、緑の基本計画に基づく生き物の生息・生育空間として重要な緑、水辺空間の保全と創出の重要性を示しています。

さらに東京都の「緑施策の新展開 ～ 生物多様性の保全に向けた基本戦略～」では市区町村に次のような役割が期待されています。

- 住民に身近な基礎自治体として、住民、企業、NPO等と連携しながら、地域に密着した緑の保全・創出活動を推進する。
- 地域住民や企業等に対し、生物多様性の重要性を学習し体験する機会の提供に努める。
- 緑の保全・創出活動の担い手となる人材の育成を推進する。

本市でも多面的機能を持つ里山の保全などを推進していますが、今後地域住民等と連携したさらなる取り組みや生物多様性の周知啓発などが必要です。

コラム「生物多様性保全のための里地里山の重要性」

里地里山は、集落を取り巻く農地、ため池、二次林と人工林、草原などで構成される地域であり、相対的に自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置しています（環境省）。

里地里山は、長い年月を通じた農業や林業などの人の営みにより雑木林、水田、草原などが形成されました。その結果、多様な生き物の生息環境が形成され、それらの環境を好む生き物たちによる特有の生態系が成立してきました。多くの生き物が人の営みによって維持された環境に依存しており、里地里山は生き物と人が共生している空間となっています。

しかし、人口減少や営農形態の変化などによって人の手が入らなくなったことにより、里地里山の荒廃が懸念されています。生物多様性国家戦略における「生物多様性の危機」でも里地里山に対する人間活動の縮小が挙げられているように人の手が入らなくなった環境では、里地里山特有の自然環境が失われ、そこに住む生き物にも大きな影響があります。

そのため生物多様性保全のために里地里山の適正な保全を図ることが求められています。

写真
(里山の生き物)

4 国等の方向性

八王子市みどりの基本計画を策定して以降、国や東京都などではみどりに関連する下記の主要な施策が展開されてきました。

・都市計画公園・緑地の整備方針（東京都）	平成 23 年（2011 年）12 月
・生物多様性国家戦略 2012-2020	平成 24 年（2012 年）9 月
・緑確保の総合的な方針改定（東京都）	平成 28 年（2016 年）3 月
・都市農業振興基本計画	平成 28 年（2016 年）5 月
・「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書	平成 28 年（2016 年）5 月
・持続可能な開発の目標（SDGs）実施指針決定	平成 28 年（2016 年）12 月
・都市緑地法等の一部を改正する法律	平成 29 年（2017 年）6 月
・都市づくりのランドデザイン策定（東京都）	平成 29 年（2017 年）9 月
・第五次環境基本計画	平成 30 年（2018 年）4 月
・グリーンインフラ懇談会 中間整理	平成 31 年（2019 年）3 月
・東京都が新たに進めるみどりの取組	令和 元年（2019 年）5 月

① 「新たな都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書

これからの緑とオープンスペース政策として、社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況を背景に「量の整備を急ぐステージ」から「緑とオープンスペースが持つ多機能性を引き出すステージ」へ移行すべきとして、以下の重視すべき観点を示しました。

【重視すべき視点】

ストック効果の向上 : 整備、面積の拡大重視から使うことや活かすことの重視へ

民との連携の加速 : 行政主体の整備、維持管理から市民や NPO 等の主体的な活動支援や民間施設との積極的な連携へ

都市公園の柔軟な利用 : 硬直的な都市公園の管理から地域との合意に基づく弾力的な運用やまちづくりの一環としてのマネジメントへ

② 都市緑地法等の一部改正

平成 29 年 6 月に民間の活力を最大限活かした緑とオープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現することを目的として、関係法令を一括して改正しました。

【緑地・広場の創出（都市緑地法）】

- 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
- 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充
- 緑の基本計画の計画内容の拡充（都市公園の管理、都市農地の保全等）
- 緑地の定義に農地が含まれることを明記

【都市公園の再生・活性化（都市公園法等）】

- 都市公園で保育所等を含む「社会福祉施設」を設置可能
- 民間事業者による公共還元型収益施設の設置管理制度創設
- 公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸（10年→30年）
- 公園の活性化に関する協議会を設置可能

【都市農地の保全・活用（生産緑地法等）】

- 生産緑地地区の面積要件を市区町村が条例で引き下げ可能
- 生産緑地地区内で直売所、農家レストラン棟の設置が可能
- 新たな用途地域の類型として田園住居地域を創出

③ グリーンインフラ懇談会

自然環境が有する多様な機能を活用しつつ、多様な主体の幅広い連携のもとに行うグリーンインフラの取組みを、地域の課題の解決と持続可能で魅力的な社会を形成するために、以下の3つの観点から推進するとしています。

- 多様な機能を有し、環境の保全や生活の質の向上等を図るもの
- 持続可能な地域社会を形成し、地域の価値を向上するもの
- 多様な主体の参画を促し、地域における様々な人のつながりや活動を育むもの

グリーンインフラ：国土形成計画においてグリーンインフラは「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの」として定義しています。

5 市民意見

みどりの保全や緑化の推進には市民の協力が不可欠です。計画改定に向け、今後取り組むべき施策や市民ニーズを把握するため、次のとおり市民意見の把握を行いました。

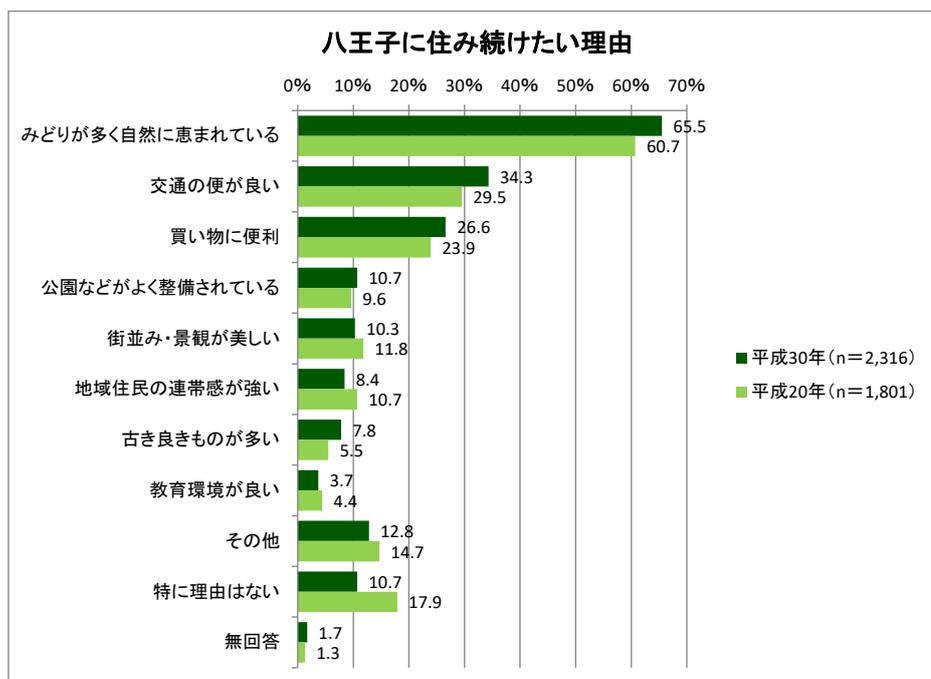
- ① 市政モニターアンケート（平成 29 年（2017 年）8 月実施）
- ② 子育て世代向けアンケート（平成 30 年（2018 年）11 月実施）
- ③ 環境市民会議向けアンケート（平成 30 年（2018 年）11 月～1 月実施）
- ④ 市民アンケート（八王子のみどりと公園に関する意識調査）（平成 31 年（2019 年）3 月実施）
- ⑤ パブリックコメント（令和元年（2019 年）12 月～令和 2 年（2020 年）1 月実施）

調査結果概要

補足：結果取りまとめについては資料編に掲載予定

○ 定住意向について

市内への定住意向は市民の9割近くが有しており、その理由として65%以上の市民が「緑が多く自然に恵まれている」ことを理由にあげています（平成30年度市政世論調査）。



（資料：平成 30 年度市政世論調査）

○ 今後のみどりのあり方について

今後、本市におけるみどりのあり方として「量を増やすこと」より「質を高めること」の方がより大切だと考えている市民が多い結果となりました（市政モニターアンケート）。

市街地部

	構成比 (%)
みどりの「質を高めること」	68.8
みどりの「量を増やすこと」	31.3

郊外部

	構成比 (%)
みどりの「質を高めること」	71.9
みどりの「量を増やすこと」	28.1

○ みどりの役割について

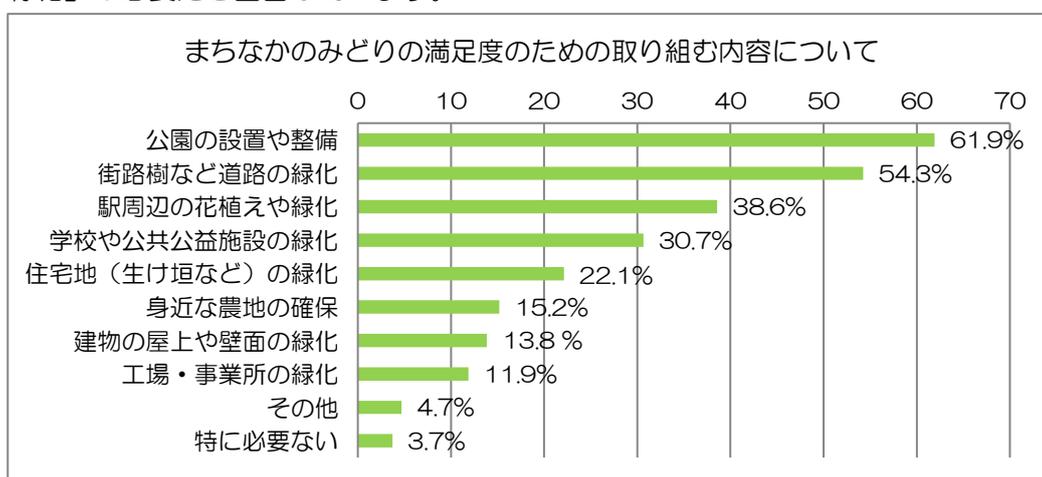
大切だと思うみどりの役割について「心に安らぎを与える」、「季節感を与える」（市政モニターアンケート）、「美しいまちなみ・きれいな景色の形成」（市民アンケート）が多く、心理的・視覚的な存在意義を大切にする傾向が高い結果となりました。

○ 開発との関わりについて（市民アンケート）

みどりの保全と開発の調和に関して、市民の約7割が「市内の開発はやむを得ないが、保全や緑化によって可能な限り市内のみどりを確保すべき」との考えを有しており、開発時のみどりの創出が重要です。

○ みどりの満足度向上について（市民アンケート）

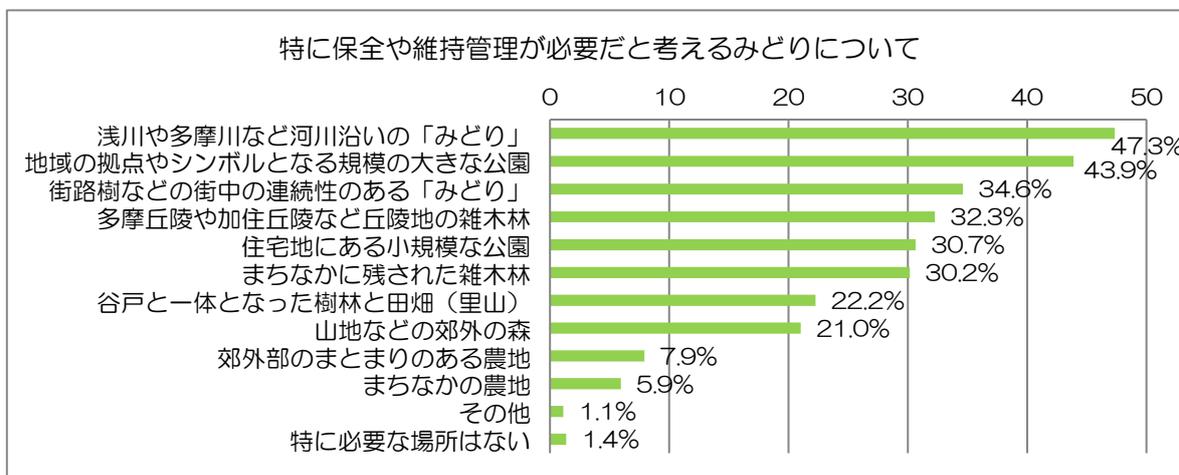
まちなかのみどりの満足度をさらに高めるためには、「公園の設置や整備」、「街路樹や道路の緑化」、「駅周辺の緑化」が必要だと回答しています。



（資料：八王子のみどりと公園に関する意識調査、平成30年）

○ 保全や維持管理が必要なみどりについて（市民アンケート）

特に保全や維持管理が必要だと考えるみどりは「浅川や多摩川など河川沿いのみどり」や、「地域の拠点やシンボルとなる規模の大きな公園」が多い結果となりました。



（資料：八王子のみどりと公園に関する意識調査、平成30年）

6 計画改定の考え方

計画を改定するに当たり、これまでの取り組みや社会情勢などを踏まえて新しい基本計画の考え方を整理しました。
みどりの現状や社会情勢を踏まえた今後の本市に求められることとして、みどりの量の確保を図りつつも、確保したみどりを有効に活用してみどりの価値を高めることが挙げられます。

市のみどりの現状

- ・みどりを一定量確保
確保した緑地の面積（〇〇ha）、設置済み公園数（〇か所）⇒【課題】適正な管理や活用の推進が必要
 - ・みどりの減少
緑被率の減少（-2.6%）、生産緑地地区の減少（-〇ha）⇒【課題】貴重なみどりの保全が必要
 - ・多様な主体によるみどりの活動
公園アドプト数の増加（+〇団体）⇒【課題】高齢化などによる減少が懸念
- など

社会情勢

- ・人口減少、少子高齢化社会の進行
⇒【課題】コミュニティの希薄化の進行、担い手の確保が困難
 - ・ライフスタイル、価値観の多様化
⇒【課題】みどりを活用したQOL向上や市民ニーズに応じた活用の検討が必要
 - ・社会インフラの老朽化 ⇒【課題】将来的に維持可能な仕組みが必要
 - ・災害、気候変動、生物多様性保全などの問題
⇒【課題】解決に寄与できるみどりの整備や確保が必要
- など

国の方向性

- ・拡大を前提としない社会でみどりを通じた豊かな暮らしの実現。
- ・みどりの多機能性を都市の特性に応じて発揮させる。

市民意識

- ・みどりの質の向上が求められている。
- ・みどりの持つ心理的効果に高い需要。
- ・みどりの満足度向上のためには公園の設置や整備、道路の緑化が必要。

計画改定の基本的な考え方

みどりとみどりに関わる活動を「地域の資産」と捉え、みどりと調和したまちを目指す

- ・これまでの取り組みにより保全・創出されたみどりを維持し、さらに向上させるための活用を推進します。活用にあたっては「防災性が向上する」、「景観が良くなる」、「地域のコミュニティが活性化」など、今後市にとって重要な課題の解決や市民の豊かな暮らしにみどり貢献できるような施策を展開する必要があります。
- ・みどりは生活に潤いをもたらす、生物多様性の保全に必要不可欠など都市において貴重な存在です。今後もみどりの創出や保全を通じて自然豊かな都市環境を形成することを目指します。
- ・これまでも公園や道路、樹林地など多くのみどりにおいて、市民や事業者との協働による良好な環境が形成されてきました。みどりの活用や保全の取組みのさらなる推進のためには、今まで以上に多様な主体との連携が必要となります。そのため市民や事業者などともみどりとの関わり合いを創出し、協働のすそ野を広げる取組みを推進します。
- ・次世代へみどりを継続するためには、子ども達のみどりの大切さを知ることが重要です。多様な自然環境を有する本市は環境教育、環境学習の場に適しているため、様々なみどりを活用して環境教育の機会を創出します。
- ・これら取り組みを人口動態やみどりの特徴などの地域の特性に応じて推進します。

基本方針

質の向上

- ・確保されたみどりの適正な管理や整備により、みどりの機能の効果的な発揮や新たな機能の付加によるみどりの質の向上を図る。
- ・みどりを適正に利活用することによって都市の価値や市民のQOL向上を目指す。

量の確保

- ・みどりの量を確保し良好な自然環境を増やすことで、気温上昇の抑制、生物の生息生育の場の提供など環境に配慮した社会の形成に貢献する。
- ・みどりと調和した八王子らしい暮らしのため、本市特有の都市景観や自然的環境を保全、創出する。

パートナーづくり

- ・市民全体でみどりの価値を共有し、みどりの活動のすそ野を広げることで、多様なパートナーによる主体的なみどりの活動を推進する。
- ・子どもたちのみどりへの関わりやふれあう機会を確保し健全な発育に寄与するとともに、次世代の担い手として環境に対する興味関心を高める。

第3章 みどりの基本計画

1 基本理念

みどりの機能を活かし、市民・事業者・行政の
協働により次世代に継承する

八王子へ住み続けたいと思う市民のうち65%以上が「自然に恵まれている」ことを理由にあげています。さらに都市の防災性の向上や地球温暖化、生物多様性保全への対応などみどりの持つ機能に対する期待が高まっています。

このような機能を持つみどりは、八王子市の財産であり、新たに作り出すのは大変難しいものです。私たちは、この豊かなみどりを守り育てていかななくてはなりません。

そのためには、市民・事業者・行政のパートナーシップを築き、豊かなみどりを次世代に継承していくことが必要です。

以上のことから、本計画の基本理念を「みどりの機能を活かし、市民・事業者・行政の協働により次世代に継承する」とします。

2 みどりの将来像

自然とまちと人を結ぶ
『みどりの環境調和都市』

みどりは、多くの人々にやすらぎを与え、うるおいをもたらすだけでなく、生物多様性の保全や健全な水循環系の構築、都市・地域の防災性の向上、地球温暖化の防止など多面的な機能を持っています。

このようなみどりが持つ多面的な機能を十分に理解し、中心市街地から山地に至る本市の地域特性を踏まえみどりの保全と活用を進めていくことが必要です。

そのため、本計画では、みどりの将来像を旧計画と同様に「自然とまちと人を結ぶ『みどりの環境調和都市』」とします

※将来像図（緑のネットワーク図含む）及び活用のイメージ図

※みどりの創出や保全は長期的な取り組みによって実現可能となるため、計画期間にとらわれず長期的な視点から将来像を示しています。

3 基本方針

基本理念や将来像を踏まえ、次の基本方針に沿って、みどりの活用、創出、保全などに関する施策を展開していきます。

質の向上

基本方針Ⅰ

みどりの活用により多彩なみどりの機能が発揮されたまちづくり（案）

市民の豊かな暮らしや社会的課題に対応するため、みどりの活用や創出を図ります。活用や創出にあたっては、みどりの機能を通じて、まちの魅力向上や安全で快適な暮らしの実現などに貢献する取組みを推進します。多様なみどりの機能を発揮させることによってみどりの価値を高めていきます。

写真 or イメージ図

量の確保

基本方針Ⅱ

みどりの確保による豊かな自然環境との共生（案）

本市特有の貴重なみどりを将来に継承するため、減少しつつあるみどりの保全を図ります。特にみどりのネットワークとして地理的に重要なみどりや多くの機能が発揮できるみどりは拠点として重点的な保全を推進します。これらの取り組みによりみどりと調和したまちを目指します。

写真 or イメージ図

パートナーづくり

基本方針Ⅲ

幅広い主体によるみどりの活動推進と次世代への継承（案）

みどりの価値を高め、みどりと調和したまちの形成を推進するため、多様な主体と一体となってみどりの活用や保全管理を図ります。そのため人材の育成やさらなる連携強化に取り組みます。また子どもがみどりに触れ、楽しみながらみどりの大切さを知る機会を創出します。

写真 or イメージ図

4.計画の目標

検討中

本計画全体にかかる目標を次のとおり設定します。

目標（案）

- ・確保すべきみどりの面積

現状値	目標値
0ha	0ha

対象：特別緑地保全地区、都市公園、生産緑地地区、斜面緑地保全区域
緑地保護地区、東京都保全地域、都立公園

- ・みどりの総量

総量としてこれ以上減らさない (判断指標：みどり率)

- ・一人あたりの都市公園面積

現状値	目標値
12.2 m ² /人	12.5 m ² /人

- ・みどりに関わる活動人数
- ・まちなかのみどりの満足度

5. 施策の体系

本計画の施策体系は、3つの基本方針、10の施策方針、27の施策展開で構成しています。

基本方針	施策方針	施策の展開
I みどりの活用により多彩なみどりの機能が発揮されたまちづくり	1. みどりを活かした都市の価値向上	① まちの核となる新たな集いの拠点づくり ② 地域の魅力を高める公園・緑地づくり
	2. みどりによる快適性の向上	① まちなかの目に見えるみどりの創出 ② みどりによる魅せる空間づくり
	3. みどりによる安心安全なまちの形成	① 都市防災に資するみどりの活用 ② みどりの管理水準の向上
	4. 多彩なみどりの整備と活用の促進	① 生物多様性に配慮したみどりの管理 ② 生産緑地地区の活用促進 ③ レクリエーションの場としてのみどりの活用
II みどりの確保による豊かな自然環境との共生	1. 多様な機能を備えた里山の保全と活用	① 上川の里特別緑地保全地区の維持と活用 ② 東京都里山保全地域の維持と活用
	2. 保全の核となるまとまりのあるみどりの保全	① 特別緑地保全地区のみどりの維持 ② 拠点となる樹林地の保全 ③ 高尾・陣馬ビジョンに基づく保全の推進
	3. 市民生活と調和した身近なみどりの保全と創出	① 民有樹林の保全 ② 農地の保全 ③ 水辺地の保全 ④ 公園・緑地づくり ⑤ 様々な制度によるみどりの維持・創出
III 幅広い主体によるみどりの活動推進と次世代への継承	1. みもりと人を未来へつなぐ取組みの推進	① 子どもにみどりの価値を継承する取組みの推進 ② みどりの活動を通じたコミュニティの形成
	2. 多様な主体によるみどりへの関わりの推進	① 多様な世代がみもりと関わる機会の創出 ② みもりを支える人材の育成と活用 ③ みどりの情報発信・普及啓発
	3. みもりを育む連携の強化	① 市民との連携推進 ② 広域・近隣自治体との連携促進 ③ 事業者・教育機関との連携促進

